

ご存じですか？「成年後見制度」

問い合わせ <<知的障がい、精神障がいに関して>>福祉課(☎内線364)
<<高齢者に関して>>高齢者支援課☎(929)3210

成年後見制度とは？

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人は、不動産や預貯金などの財産管理や遺産分割の協議、介護保険や障がい福祉サービスの契約が必要であっても、自分で行うことが難しい場合があります。不利益な契約であってもよく判断ができずに契約してしまい、悪質商法の被害にあうおそれもあります。

このような人を保護し、支援するのが成年後見制度です。大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

成年後見制度

法定後見制度 (本人の判断能力が不十分)



後見 ほとんど判断が出来ない人

代理での契約や財産管理ができる。不利益な法律行為を後で取り消しできる。



保佐 判断能力が著しく不十分な人

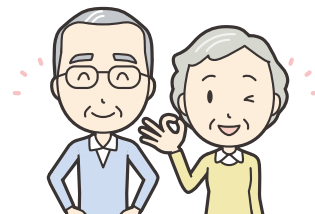
借金や相続の承認などの重要な財産行為に同意することや後で取り消すことができる。



補助 判断能力が不十分な人

本人が望む借金や相続などの重要な財産行為に同意することや後で取り消すことができる。

任意後見制度 (十分な判断能力をもっている)



判断能力が十分な時に、将来に備えて誰に何をしてもらうかを決めておく制度です。

誰が申し立てできるの？

法定後見制度は、本人、配偶者や四親等内の親族などが家庭裁判所に申立て手続きを行うことができます。身寄りがいない場合などには、市長が行うことができます。

市公共施設などで障がい者手帳アプリ「ミライロID」が使えます

問い合わせ 福祉課 障がい福祉係(☎内線364) ページID:26591

4月1日から、障がいのある人が市公共施設などで使用料などの割引を受ける際の利便性を向上するために、障がい者手帳アプリ「ミライロID」が使えるようになりました。
※従来の障がい者手帳原本の提示による割引も引き続き利用できます。

ミライロIDとは

スマートフォン用アプリで、手元にある障がい者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)をアプリ内に登録することで、手帳情報がスマートフォン画面に表示できるようになります。 ※アプリのダウンロードや登録はミライロIDのホームページを確認してください。

対象施設など

まほろば号、いきいき情報センタートレーニングルーム、総合体育館(とびうめアリーナ)、史跡水辺公園(市民プール)、大宰府展示館 ※割引内容は各施設で異なります。

